



いながき

6月議会活動報告

市指定機関からの抹消は正しいのか？

市民は困っている・疑問をもって
いる、解決を望んでいる！



いとう

今年4月より、大久保クリニック及び石井クリニックが市の指定医療機関から抹消された。これにより、今まで無料で受けられた予防接種と子宮がん検診が大久保クリニックで受けられなくなり、石井クリニックでも、健康診査や各種がん検診等が事実上受けられないという異常事態が起こっています。

医師会の運営をめぐる対立から、両院長が医師会を除名されたことが原因だが、『医師会内の対立のツケを市民に回すな』、『乳幼児の予防接種は、かかりつけ医に診てほしい』等の声を受け、一般質問で取り上げ、一刻も早い解決を図り、実害がこれ以上広がらないよう『市長』に強く求めました。

市民の利益・利便性を第一に考えて『個別契約』を！

市は、どうしても両医院で診てもらいたいという方には『区域外申請』を認めているというが、それがどれ程大変なことなのか、理解できないのだろうか。

実際にやる場合、まず保健センターへ行き『区域外申請』の書類を提出し、市の依頼書をもって医療機関へ行き接種する。費用の全額を立て替え払いし、領収書を持って再びセンターで手続きを行い1～2か月後に口座に振り込まれるという。予防接種の申請は複数出来るものの、立て替え払いと振り込みの手続きは毎回必要となる。

子どもの定期接種は小児用肺炎球菌やポリオ等、予防接種法に基づくものだけでも9種類。しかも、接種方法は年齢によって種類で3回も4回も行う。乳幼児を抱えた保護者にとって大変な負担である。

市は、市民に不利益と不安を与えている『区域外申請』を止め、『個別契約』を結ぶべきではないか。

市の判断は間違っている！

両院長が吉川松伏医師会を除名されたことをもって、二つの医療機関を市の指定医療機関から外し、市民に迷惑と負担を強いる理由にはならない。

市保健事業の予防接種や検診・検査を医師会に委託するということは、市条例や要綱で決められていない。「従来からの慣行」に固執する必要はない。

両氏は医師会の処分を不服として、地位確認を求める訴訟を東京地裁に起こし、現在係争中である。さらに先日、公正取引委員会が『インフルエンザ予防接種の料金でカルテルを結んでいた疑いが強まった』として、医師会に立ち入り調査に入り継続調査中だが、予防接種の料金問題も対立の一因と聞く。

市は『守るべき市民の利益』を守っていない。市民に多大な不便と不安を与え混乱を招いており、実害が起きている。保健事業の趣旨・目的からも外れている。

市の『リスク管理』『危機管理』には問題がある。結果的に一方の側に与することは、後で損害賠償請求を受ける可能性が高い。中立的立場であるべき。安心して子育てを行う手助けをすることが、行政の『子育て支援』の第一歩であることを、まず理解すべきである。

(いながき記)

いながき・いとうの

6月議会報告

6月 30日(日)午前10時00分～
おあしすセミナールーム

どなたでも

いながき 茂行 栄町782番地1C-1101 TEL 983-1628

Eメール iimachi.yoshikawa@gmail.com

いとう 正勝 きよみ野2-8-2 TEL&FAX 983-1117

Eメール itoh72@nifty.com

*市民改革クラブのホームページは いながき茂行のサイトと

統合しました <http://www.inagaki-s.com>

一般質問で「指定機関抹消問題」を集中的質問 いながき茂行

市では、大久保・石井医師が吉川松伏医師会から除名をされたことを昨年の10月に知ったという。

その後、現在まで市はまったく何もしていない。その原因や理由を直接確認することもなく、市指定医療機関から外れたことさえ伝えなかった。

市長は、『両医師が医師会から除名され、会員資格を失ったことから当市の予防接種や保健事業を実施して頂けなくなった』『市指定医療機関は、市が指定しているのではなく医師会が指定している』と答弁。

市は6月議会で予防接種委託事業として、1600万円の補正予算を計上。どうしても両医院で診てほしいという市民の「区域外申請」に備えた措置で、4月の実績から算出。

前回とは対照的な対応はなぜ？

以前、同様の事件があった。平成6・7年頃、現在の医師会会長が患者の為の送迎バスを運行したことが原因となって、当時の吉川町医師会を除名された。その際、送迎バスに変えて吉川町が『健康福祉バス』を運行することで仲裁に入った。市では、医療機関と医師会の間で和解の姿勢が見られたためとしている。

個別契約を拒否するのはなぜ？

両医師は、予防接種事業の継続を希望し「個別契約」をしたい旨申し入れているが、市は頑なに拒否している。

『当市の保健事業を円滑、確実に行うためには多くの医療機関の協力が必要で、医師会の協力が必須』『除名された医師と個別契約することは、医師会との信頼関係を損なうばかりか、保健事業にとどまらず学校医や介護認定審議会委員など様々な事業に影響がある。そのようなリスクは避けなければならぬ』と答弁。

市民が望んでいることや困っている現状より、医師会が大切と考えているのだろうか。

医師会との関係を見直さないとどうなる？

医師会へ公正取引委員会が立ち入り調査に入り、調査が進められている段階だが、公取から何らかの判断が出てても何も変えない方針だという。

『公取の捜査対象となっていないインフルエンザ予防接種は、市の保健事業の契約ではない』『市民が確実に受診できる体制が重要、今後も医師会との信頼関係を基本に実施体制を構築していく』という。関係見直しをしないのはなぜか。

事態收拾に汗をかいたことはやぶさかでない

最後の答弁で、市長は『この事態を收拾する。汗をかくことはやぶさかではない。市民の為にやっつけていくが、ぜひ歩み寄る姿・形に関係者の協力を』と訴えた。遅きに失する感はあるが、言葉を信じ、期待したい。

6月議会は5月31日～6月14日まで開催。

11議案を審議し、全議案を可決。内容は、専決処分事項の報告・承認3件、条例等の改正4件、人事案件1件及び補正予算2件（一般会計・国保特別会計）そして、財産の取得1件。

議案審議 31日に上程、4日に議案審議。

市条例の一部改正（吉川市国民健康保険税条例等、児童福祉審議会条例）、財産の取得、人権擁護委員の推薦、補正予算等を審議。

財産の取得については、学校給食センター建設用地の購入。川藤前新田の土地7,591㎡を1億6千万円余で購入するもの。

児童福祉審議会条例は、子ども子育て支援法施行に伴い、審議会の設置が求められるため、児童福祉法に基づく審議会と一体化。

人権擁護委員は山崎秀晃氏（吉川市吉屋）を再任。

委員会審査 5日・6日

総務水道委員会（伊藤）では、吉川市税条例の一部改正及び補正予算担当分（総務部）、建設生活委員会（稲垣）は、吉川市農業集落排水事業分担金条例の一部改正及び補正予算担当分（都市建設部）に関連した内容を質疑。

一般質問

2医療機関を市指定医療機関から排除した問題。公取による吉川松伏医師会への立ち入り検査と市の保健事業委託について（稲垣）

増幅する不安、負担 市長判断に異議

いとう 正勝

「定期接種」については、一括して医師会と契約している。除名の医療機関と個別契約すれば、医師会との信頼関係が崩れかねない。そうなれば大変な事態を招き多くの市民に影響を与える恐れがある。リスクは最小限をとどめなければならぬ。一日も早い医師会内紛の修復を願っている。

いつまで妊産婦に負担を強いるのか

型どおりと言うべきか。市長答弁に欠けていたのは妊産婦など受診者の不安や負担増への懸念だ。事態の異常さ深刻さへの人間的想像力が欠けていないか。「立て替え払い」の市長判断に、異議申し立ての声が渦巻いている。

子育て支援に逆行 もっと知恵と汗を

子育て支援は国策の柱。吉川市の重点施策。それに逆行する今回の裁量権の発動。周知も説明責任も不十分だ。「しわ寄せ」で事故や被害が出たらだれが責任を負うのか。あまりにも安易な「リスク管理」ではないか。予防接種は他の医療機関で受診できる。当該のクリニックでも「区域外扱い（立て替え払い）」で受診できる。との説明があったが、それが多くの妊産婦にとってどんなに悩ましく、不必要な負担を強いることになっ

っているのか。「立て替え払い」の受診は6月21日現在71人。大部分は困惑しながら、別の医療機関での接種を余儀なくされている。増幅する不安や負担をいつまで放置するのだろうか。もっともっと知恵と汗を出すべき時ではないのか。

情報を公開し 事態收拾を急げ

数年前まで自らが会長をつとめた医師が、新たに分会を作ると。それが除名の発端とされるが、それには双方の利害、思惑、感情が複雑にからんでいるのだろう。今回はこの点については深入りしない。問題はこれに伴う行政措置が妊産婦に重い負担になっていることだ。

吉川市は除名事件直後の10月。医師会推薦の学校医の委嘱は即座に中止、解任した。が、予防接種については3月末まで「現行通り」で継続。これを一定期間延長して事態の收拾を求め、時期を見て仲介に乗り出す。市民にも情報を公開し、周知を図っていく。そんな手だては講じられなかったのだろうか。医療の公共性。行政の公共性。ともに「社会の公器」。梅雨空のうっとうしい光景。セーフティネットが基盤から揺らいでいる。アクシデントが起こる前に知恵と汗と良識の発揮が求められているのではないか。



予防接種

予防接種は健康増進の施策。国、県、市。いづれも医療部門とは別の扱いに。法律にもとづく

予防接種は乳幼児対象の定期接種だけでも、ポリオ、日本脳炎、百日せきなど9種類以上。2〜4回の接種も。母子手帳ですべて無料に。この関係費用として吉川市は25年度1億5千3百万円を計上している。

接種費用の集金は医師会が各医療機関の受診伝票をまとめ、市に一括請求。医師会は一定の手数料を受け取る仕組み。中核のクリニックが抜けると、その影響は甚大。今回の事態の背景のひとつなのだろうか。

裁判での争い。公正取引委員会の先の調査の裁定と続くが、風疹が大流行。医療機関は営利企業であっても人の命を預かる公器。行政は全体の奉仕者。その重みをかみしめ、まずは妊産婦への負担軽減策に取り組むべきだ。その上で市民の視線に耐え得るセーフティネットの再構築をはかってほしい。関係者の器量が試されている。



動く

新庁舎
事業者選定へ

始動
学校給食センター
変わる



新庁舎 その後の動き

新庁舎建設の基本計画案について、5月23日までパブリックコメント募集。寄せられた75件の意見も踏まえ、新たに▽庁舎の高さに配慮する▽基本設計が固まる年明けに再度パブリックコメントを行うことを追加し、「基本設計」を確定。これを受けて第一回の業者選定委員会を開催。座長は東京電機大の 土田寛教授(庁舎建設検討委員会副委員長)。

メンバーは学識2人、庁内2人、議会、市民(検討委)の計6人。技術レベル・提案内容など選定の基準を定め事業者の公募へ。7月の次の会で一次審査。5社以内に。8月の2次審査で最終決定。契約。その後レイアウト関係者を加え、市と事業者で協議、調整。設計へ。庁舎の位置、高さ、階数などもその過程の中で決まることになります。

学校給食センター 28年度営業開始へ

学校給食センターの用地取得。1億6千88万円。7,600 m²。場所はきよみ野5丁目北側の水田用地。施設は民間の知恵と資金を活用する PFI 方式で。対象は市内の小学校8校、中学校 3 校。少年センター等。計 7,500 食。今後のスケジュールは 25 年度、事業者選定。造成設計。26 年度、調査・設計。着手。27 年度、建設工事。28 年度、営業開始。現在の第一第二学校給食センターと関小、栄小の給食調理室解体など。

※ 災害時の対応。アレルギー対応も検討事項に。

お詫び

6月13日。不注意で本会議中に私の携帯のベルが2度、鳴り響いた。「議会に携帯電話は持ち込まない」と申し合わせをしている。申し訳なく、議会で陳謝と再発防止を誓約することで事態を落ち着かせるとの方向が固まった直後に再度ベルが鳴り、「万事休す」に。いづれも療養中のワイフの異変に関連してのことだったが、魔がさしたというか、滅多に鳴らない携帯に油断したのか。抜けており釈明の余地はない。

議会最終日の14日。本会議冒頭で▽携帯は議会中持たない▽当日の一般質問は取り下げる▽広報委員長職は辞任すると述べお詫びした。市民から付託されたなにより大事な質問権。準備していた質問を自らの不注意で失う無念さと無責任。“オウngoール”に、断腸の思いが込み上げ思わず壇上で絶句。ご報告し市民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。5年前の6月議会最終日。私は胃全摘後3週間目で一般質問に立ちました。予期せぬがん告知と緊急手術から5年が経過。先に総合検査を受けました。結果は順調に回復。転移なく無事卒業。周囲の景色があざやかさを増して見えます。心機一転。生かされていることに感謝し、発言権を大切に活動して参ります。今後ともよろしくご教示ご支援をお願い申し上げます。(いとう)

編集後記

「なぜ私が二つの医療機関を排除したり、イジメたり、潰したりしなればならないんでしょうか？」

「何かそういう証拠でもあるんです。市長の答弁に、議場が騒然となり、議長が暫時休憩を告げた。代表者会議が開かれ、私の質問での言葉について『議会の品位を貶める』『議場が凍りついて』『そういうことを言うてはいけない』と。」

私が、『今までの説明や答弁を聞いて、そう感じたのでそう言っただ。断定はしていませんし、傍聴の方々も誰一人、問題だとは言っていない』という時、『市民は関係ない。議会の問題だ』。

傍聴人が多かったせいか、以外に早く、『議長が注意をして、再開する』という事になった。

議論を深め、真実に迫ることや質問の内容よりも、言葉尻をとらえて、質問や発言を封じようとするのは変わらない。

市長や執行部が聞かれたくない・答えたくない事があることとは、分らない事はないが、このトップの責任は重い。批判的なところにも、進歩はない。

その後、傍聴者の一人から、『何が議会の品位なの？』との静かに寝ている人はいないのか。『発言しない人はいいの？』と聞かれた。『いいの？』と聞かされた。『いいの？』と聞かされた。

(いなぎ)